

京都市辞令の交付に関する規則を公布する。

平成30年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第47号

京都市辞令の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、他の規則で別に定めるもののほか、辞令の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、市長の事務部局に属する職員で、地方公務員法（以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属するもの（臨時的に任用される職員を除く。）をいう。

(辞令の交付等)

第3条 市長は、次に掲げる場合には、職員に辞令を交付するものとする。

- (1) 職員を採用し、昇任させ、降任させ、又は転任させる場合
- (2) 職員を本市以外の機関又は団体に派遣する場合
- (3) 職員の休業を承認し、又は当該休業の承認を取り消す場合
- (4) 職員を免職し、休職にし、又は降給させる場合
- (5) 職員が失職した場合
- (6) 職員に対し懲戒処分を行う場合
- (7) 職員が退職し、又は職員の辞職を承認する場合
- (8) 職員に対し法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を与え、又は当該許可を取り消す場合
- (9) その他市長が辞令を交付することが適当であると認める場合

2 辞令の様式は別記様式とし、その記載要領は別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、辞令に記載すべき事項を記載した文書の掲示その他の適当な方法により当該事項を職員に通知する措置を講じることをもって辞令の交付に代えることがある。

- (1) 職員を昇任させ、又は転任させる場合
- (2) その他市長が辞令を交付する必要があると認める場合

4 辞令を作成するときは、公印の印影の印刷をもって公印による押印に代えることがある。


(補則)

第4条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、行財政局組織・人事担当局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

人 事 異 動 通 知 書	
No.	
(氏名)	(勤務場所又は職名)
(異動内容)	
年 月 日	
京都市長	
	

(行財政局人事部人事課)